

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月、Aに所在しキャラクターライセンス関連事業等を営む会社B以下「事業場」という。）に採用され、スクール事業部C支社に配属された後、総務局人事部を経て、平成〇年〇月〇日からは総務局総務部に配属されて用度品管理等の庶務業務に従事していた。平成〇年〇月〇日からは総務部付に配置換えとなり、平成〇年〇月〇日には統計課の欠員業務に配置転換となった。

請求人によると、「平成〇年〇月に、総務部総務2課から外され総務部付になり、不当な評価を受けている。平成〇年〇月〇日に、他部署の補助業務を行うよう命ぜられたが、所属部署の異動なのか、上司は誰なのか、いつまでの期間なのか一切知らされなかった。翌〇日からの補助業務は総務部付の時よりも格下の業務で、請求人の能力や人格を否定されたと感じ強い精神的負担を感じた。同年〇月上旬に精神的負担により体調を崩した。」として、Dクリニックに受診し、「不安神経症、自律神経失調症」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求したところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、当審査会も、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、平成〇年〇月上旬頃にICD-10の「F4 神経症性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 業務による心理的負荷について、当審査会は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、各出来事に関する審査官の結論は妥当であると判断する。

(4) 請求人は、E取締役から「だって使いづらいじゃなあ〜い」と言われたことが一番精神的に負担になった出来事であり、発病の引き金になった旨主張しているが、E取締役は明白にこれを否定している。仮に当該発言がされたとしたとしても、請求人の人格を否定するものであるとまでは認められず、また、F

次長の申述、G次長の申述及び人事考課における評価と評価者のコメント等を総合すると、請求人は、「業務の進め方が自己流で個人の考え方に執着し、融通が利かず、周囲とのコミュニケーションがとれず、業務に支障が出ることから、他部門との連絡調整の必要な業務を任せられない。また、自己に与えられた業務に不満を感じ、会社に不信感を持ち、その悪循環となっている。」という評価を受けており、このような請求人に対する評価と上記E取締役の発言の趣旨はさほどかけ離れていないと思料されることから、請求人の受け止め方とはともかく、認定基準に照らして、当該発言が前記結論を左右する出来事であるとは認められない。

なお、請求人の再審査請求の理由で主張するその他の事項について子細に検討したが、前記判断を左右するものは見出せなかった。

(5) 以上のことから、請求人に発病した本件疾病は、決定書理由第2の2の(2)の結論のとおり、業務による心理的負荷の強度が「強」には至らず、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。